

# どう向き合う！ 合同労働組

## 対応の基本原則

個人攻撃に抵抗なく

合同労働組について、一般的な定義を述べれば、中小企業労働者を組織対象者とし、企業内部ではなく一定地域を団結の場として組織された労働組合であり、個人加盟の一般労働組を純粋型とする労働組合とされている(菅野和夫「労働法第10版586頁」)。もともと、筆者がみる

ところ、合同労働組に加盟する労働者は、中小企業に限らず、大企業の従業員であっても、個人もしくは少人数で加盟することもあるのが実態であるが、大企業の場合、従業員だけで構成される企業別組合に加盟する労働者が圧倒的多数であることも、また、実態ではある。

上述のように、合同労働組は、個人加盟が通常であり、各企業内の少人数(多くの場合は1、2人)が加入する労働組合であるから、合同労働組は、加入組合員の利益は十分に考慮する一方で、当該企業全体の利益を余り考慮しない傾向があり、加えて、企業内における人間関係の円滑さに対する意識も、余り強

いとはいえない(当該企業の多くが参加している労働組合であれば、企業に不利益な行動を行えば、最終的には自らの不利益として返ってくることを考慮すべきといった意見や、社内において組合員と非組合員との間の違和感、人間関係の溝が生じぬよう配慮することという声

が、比較的多く労働組合内部に出ている)。  
そのため、合同労働組の場合、多人数加入の労働組合と異なり、当該企業の業務活動そのものへの攻撃を行ったり、あるいは企業幹部層(主に役員)個人を攻撃することに抵抗感を持たないことが多々みられる。

本稿では、このうち、合同労働組が自らの要求を貫徹するためにしばしば用いる手段である、企業幹部層、特に役員の名義を私生活の平穩や地域における名譽・信用を侵害する街宣活動については、差止請求や損害賠償請求をなし

る等)につき、若干の言及を行うものである。  
1 違法性の有無

労働組合法は労働組合法により、正当な行為についての刑事免責、争議行為についての民事免責(労働法1条2項、8条)等に代表される法的保護を受けるが、その法的保護も、他者の権利、法益を徒に侵害してよい

ものではない。  
この点、企業の経営幹部(役員等)私宅付近で行われる街宣活動については、諸裁判例は、労使関係の問題は労使関係の場で解決すべきであり、組合活動といえども企業経営者の私生活の領域に立ち入るべきではない

この立場をとっており、経営幹部の私生活の平穩や地域における名譽・信用を侵害する街宣活動については、差止請求や損害賠償請求をなし得るとしている(国労高崎地本事件へ最判平11



高井・岡芹法律事務所

所長弁護士 岡芹 健夫

近を標的とする街宣活動は原則禁止されるとしても、これが距離的に、あるいは方法を問わず、無制限・無制約に禁止されるものというわけではなく、特に、損害賠償請求とは異なり差止請求については、組合活動の保護とのかねあいで、その禁止が及ぶのは一定の範囲に限定される。  
2 街宣活動  
前述1のとおり、経営幹部の私宅への街宣活動は禁止されることが多いが、その範囲については、諸判例を俯瞰すれば、大要、以下のとおりである。  
まず、手段としては、私宅のインターフォンの連打、面会強要、私宅への出入り妨害といった、直接、即座に経営幹部個人およびその家族の私生活の平穩を害する態様の行為は、禁止される場合が多い(換言すれば、こういった行動に訴える組合活動も、遺憾ながら巷間見られるということでもある)。  
また、シニプレヒコール、罵声、あるいは横断幕掲示やビラ(その内容が個人の名譽を侵害したり、侮辱するようなもの)の配布については、概ね、私宅より100〜200メートルくらいまでの範囲で禁止されることが多いようである。  
諸裁判例によれば、経営幹部個人の私生活の平穩が保護される範囲は200メートルまでと解している感があるが、200

## 私生活への侵害禁止

### 面会強要や出入り妨害

- ・ 3・5・9、全国金属機械労組 港合同南労会支部事件(大阪地決平7・1・26)、加部建材・三井道路事件(東京地判平15・6・9)、東京・中部地域労働者組合・街宣活動事件(東京高判平17・6・20)等。

#### 内容や場所から判断

いかに労働組合であろうと、個人の私生活を標的とする行為が正当化されようもなく、諸裁判例の判示は、基本的な人権の保障を旨とする現行憲法下においては自明の理でもある。

ただし、経営幹部層の私宅付近

#### 常に録画の準備を

3 差止請求を行うための実務上の留意点  
前述2のとおり、一定の範囲で、経営幹部の私宅への労働組合の街宣活動は、裁判所への差止請求により禁止されることができるのであるが、その前提として、労働組合が私宅への街宣活動を何度か行ってきており、今後も行うであろうこと、またそうした街宣活動が私生活の平穩を害するものであること、といった点を証明できる材料を裁判所に提出できなければならぬ。

そこで、差止める側としては、上記の街宣活動の記録をとっておくことが必要である(通常は録音である)。このため、私宅の側としては、いつ寄せてくるかわからない労働組合の活動のために、常時、録音等の準備をする必要がある。  
なお、労働組合の中には、録画されることにつき、プライバシーや肖像権の侵害を主張する者が見られるが、そもそも街宣活動は公衆への示威活動でもあるので、プライバシーや街宣活動を考慮する必要は余りないと考えられる。

第18回

### 会社役員私宅への街宣活動

国労高崎地本事件へ最判平11